の教育費」のうち幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子どもの数を測定単位とするものに係る普通態容補正係数の算定については、それぞれ第十条第十五項の規定により定める率に次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、負数となるときは零とする。以下「特例率」という。）を加算した率とする。

算式

$$特例率 = \frac{(B \times D - A) \times C}{A \times E}$$

算式の符号

［同左］

B　次の表に掲げる経費の種類ごとにそれぞれ同表の算式の符号Bの数値の欄に定める数

経費の種類	算式の符号Bの数値
高等学校費	学校基本調査規則によつて調査した平成22年5月1日現在における当該市町村立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）に在学する生徒数
その他の教育費	学校基本調査規則によつて調査した平成22年5月1日現在における当該市町村立の幼稚園に在学する幼児数

［同左］

D　当該市町村の令和2年1月1日現在の住民基本台帳登載人口を、当該市町村の平成22年9月30日現在の住民基本台帳登載人口及び国勢調査令によつて調査した平成22年10月1日現在の外国人の人口の合計数で除して得た率（小数点以下5位未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入し、次の表に掲げる経費の種類ごとにそれぞれ同表に定める率を超えるときは、同表に定める率とする。）

経費の種類	率
高等学校費	0.94903
その他の教育費	0.84640

E　1（その他の教育費にあつては、経常態容補正係数）

七　特定被災地方公共団体のうち、岩手県、宮城県及び福島県の「港湾費」のうち漁港における外郭施設の延長を測定単位とするものに係る投資態容補正係数については、第十二条第二

算式

$$特例率 = \frac{(B \times D - A) \times C}{A}$$

算式の符号

［略］

B　学校基本調査規則によつて調査した平成22年5月1日現在における当該市町村立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）に在学する生徒数

［略］

D　当該市町村の令和3年1月1日現在の住民基本台帳登載人口を、当該市町村の平成22年9月30日現在の住民基本台帳登載人口及び国勢調査令によつて調査した平成22年10月1日現在における外国人の人口の合計数で除して得た率（小数点以下5位未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入し、0.94903を超えるときは、0.94903とする。）

七　特定被災地方公共団体のうち、福島県の「港湾費」のうち漁港における外郭施設の延長を測定単位とするものに係る投資態容補正係数の算定に用いる漁港における外郭施設の延長当